

岐阜県SDG s 推進会議設置要綱

(設置)

第1条 SDG sを原動力とした持続可能な地域づくりを実現するため、各分野における有識者等に対し、それぞれの立場から意見を聴取することを目的とする岐阜県SDG s 推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 推進会議においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 「岐阜県SDG s 未来都市計画」の推進（未来都市計画の策定及びフォローアップ）に関すること。
- (2) その他SDG sの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員は、SDG sの推進に有効な分野から、県が選任する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(組織)

第4条 推進会議は、委員15名以内で組織する。

- 2 推進会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、岐阜県総合企画部SDG s 推進課長（以下「SDG s 推進課長」という。）が招集する。

- 2 SDG s 推進課長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、岐阜県総合企画部SDG s 推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営上必要な事項は、SDG s 推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。